

平成 25 年度税制改正、中小企業者等の設備投資を促進！

1.平成 25 年度税制改正法案が成立しました！

平成 25 年度税制改正法案が、衆議院での一部修正を経て、3 月 29 日に参議院本会議で可決・成立し、3 月 30 日に改正政省令・告示等とともに公布されました。なお原則、4 月 1 日より施行となります。

平成 25 年度の税制改正は、現下の経済情勢等を踏まえ、「成長と富の創出の好循環」の実現に向け、民間投資の喚起、雇用・所得の拡大、中小企業対策・農林水産業対策等のための税制上の措置、社会保障・税一体改革の着実な実施するため、所得税、相続税及び贈与税についての所要の措置、住宅取得に係る税制上の措置等、震災からの復興の支援等のための税制上の措置を講ずるほか、期限切れ租税特別措置の延長等が行われました。

今回のFPニュースでは、経営環境が厳しい中小企業(以下「中小商業・サービス業」という。)について、消費税率の二段階の引上げに備え、魅力の向上や業務改善等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化、活性化を図る目的から創設された、「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」を見ていきたいと思ひます。

(財務省HP参照)

2. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制とは？

〈税制措置の対象者〉

青色申告書を提出する中小企業者等

※中小企業者等とは、常時使用する従業員が 1,000 人以下の個人事業者、資本金の額が 1 億円以下の法人(資本金 1 億円超の大規模法人の子会社を除く。)等をいいます。

〈適用の要件〉

- ・「経営革新等支援機関」等から経営改善に関する指導及び助言を受けていること (3.経営革新等支援機関参照)
- ・経営革新等支援機関等から指導及び助言を受けたことを明らかにする書類を申告書に添付していること
- ・実際に取得した設備等を事業の用に供すること

〈指定業種〉

本制度の適用対象となっている「商業、サービス業等」とは、以下の事業です。

卸売業、小売業、情報通信業、損害保険代理業、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス料、飲食店業(一部除く) 社会保険・社会福祉・介護事業、サービス業 等

〈適用対象設備等〉

電気設備、看板などの「建物附属設備」で 60 万円以上のもの及び店舗の雰囲気改善、新商品・新サービスの提供、広告等販売促進活動などに必要となる「器具及び備品」で 30 万円以上のもの(中古品は除く。)

〈税制措置の内容〉

取得価格の「30%の特別償却」または取得価格の「7%の税額控除」選択適用

※税額控除は、個人事業主又は資本金 3000 万円以下の法人のみ適用可能

※税額控除される額は、取得価格の 7%または税額の 20% whichever is lower

※所有権移転外リースで取得した設備の場合、特別償却を選択できません。

〈適用時期〉

平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間の 2 年間に取得

例えば、平成 24 年 4 月 1 日以降に飲食店業(一部除く)を営む中小企業者等が「経営革新等支援機関」等から「顧客数の低下」などの課題解決のため、店舗内の雰囲気改善を行うことにより新規顧客の獲得に関する助言を受け、60 万円以上の店舗改修工事を行った場合に適用することができます。

(中小企業庁HP参照)

3.経営革新等支援機関認定制度とは？

経営革新等支援機関認定制度は、中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度で平成 24 年 8 月に創設されました。

認定制度は、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や中小企業支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等を、経営革新等支援機関として認定することにより、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備するものです。

平成 25 年 3 月 21 日時点で、国が認定した経営革新等支援機関の数は、6,740 機関となりました。弊所も、経済産業省による「認定経営革新等支援機関」の認定をうけています。

(中小企業庁HP参照)

一度検討してみてもはどうでしょうか？

(担当：高砂 充史)